

## 提案第 1 号

### 消防団の取扱いについて

- 1 消防団については、現行の稲沢市消防団、祖父江町消防団及び平和町消防団を新市に引き継ぎ、3 団を統括する連合消防団長を設けることとする。ただし、平成 20 年度に、消防団を 1 団に統合することとする。
- 2 報酬及び費用弁償等については、稲沢市の例により調整する。
- 3 分団等の組織については、現行制度を基本に、稲沢市の例により調整を行い、合併後、組織体制のあり方について検討するものとする。

## 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	2 4 消防団の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 消防団については、現行の稲沢市消防団、祖父江町消防団及び平和町消防団を新市に引き継ぎ、3団を統括する連合消防団長を設けることとする。ただし、平成20年度に、消防団を1団に統合することとする。</li><li>2 報酬及び費用弁償等については、稲沢市の例により調整する。</li><li>3 分団等の組織については、現行制度を基本に、稲沢市の例により調整を行い、合併後、組織体制のあり方について検討するものとする。</li></ol>

### 【提案理由】

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の消防団については、新市の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するのに適切な機能を十分に発揮できるよう、現在の機能を損なうことなく、一体的に運用されることが必要である。

従って、当面の間は、原則として、現行の分団、人員その他の体制を維持しながら、指揮命令システムの整理を行い、消防団間の連絡調整のために、消防団長の互選による連合消防団長を設けるものである。

なお、新市において、適正な組織体制のあり方について十分に検討し、消防団については、合併3年後を目途に、1団に統合するものである。

また、報酬及び費用弁償等の諸制度については、統一かつ合理的な組織運営が必要であることから、稲沢市の例により調整するものである。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
組織	<p>名称 稲沢市消防団</p> <p>分団の名称及び区域</p> <p>第1分団 稲沢市民センター地区</p> <p>第2分団 小正市民センター地区</p> <p>第3分団 下津市民センター地区</p> <p>第4分団 明治市民センター地区</p> <p>第5分団 千代田市民センター地区</p> <p>第6分団 大里西市民センター地区・大里東市民センター地区</p> <p>管轄区域等</p> <p>第1分団 9,000世帯 25,005人</p> <p>第2分団 8,165世帯 21,673人</p> <p>第3分団 2,106世帯 6,521人</p> <p>第4分団 4,158世帯 14,023人</p> <p>第5分団 2,564世帯 8,363人</p> <p>第6分団 8,330世帯 23,668人</p> <p>(合計 34,323世帯 99,253人)</p> <p>世帯・人口は、平成15年4月1日現在</p>	<p>名称 祖父江町消防団</p> <p>分団の名称及び区域</p> <p>第1分団 祖父江小学校区</p> <p>第2分団 山崎小学校区</p> <p>第3分団 領内小学校区</p> <p>第4分団 丸甲小学校区</p> <p>第5分団 牧川小学校区</p> <p>第6分団 長岡小学校区</p> <p>管轄区域等</p> <p>第1分団 1,355世帯 4,915人</p> <p>第2分団 685世帯 2,562人</p> <p>第3分団 1,847世帯 6,268人</p> <p>第4分団 807世帯 2,957人</p> <p>第5分団 800世帯 3,010人</p> <p>第6分団 938世帯 3,335人</p> <p>(合計 6,432世帯 23,047人)</p> <p>世帯・人口は、平成15年4月1日現在</p>	<p>名称 平和町消防団</p> <p>分団の名称及び区域</p> <p>第1分団 法立小学校区・三宅小学校区</p> <p>第2分団 六輪小学校区</p> <p>管轄区域等</p> <p>第1分団 1,931世帯 6,693人</p> <p>第2分団 2,076世帯 6,597人</p> <p>(合計 4,007世帯 13,290人)</p> <p>世帯・人口は、平成15年4月1日現在</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団については、現行の稲沢市消防団、祖父江町消防団及び平和町消防団を新市に引き継ぎ、3団を統括する連合消防団長を設けることとする。ただし、平成20年度に、消防団を1団に統合することとする。</li> <li>分団等の組織については、現行制度を基本に、稲沢市の例により調整を行い、合併後、組織体制のあり方について検討するものとする。</li> </ul>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	<p>団員の配置 本部 団長 1、副団長 2</p> <p>各分団 分団長 1、副分団長 1、部長 2、 団員 14</p> <p>団員の定員 111 人</p> <p>団員の任期 団長～部長 4 年 但し再任は可</p>	<p>団員の配置 本部 団長 1、副団長 2</p> <p>各分団 分団長 1、副分団長 1、部長 5、 班長 5、団員 5</p> <p>団員の定員 105 人</p> <p>団員の任期 団長・副団長 3 年、部長以下 2 年 但し再任は可</p>	<p>団員の配置 本部 団長 1、副団長 2、本部団員 2</p> <p>各分団 分団長 1、副分団長 1、班長 2、 団員 21(第 1 分団)・22(第 2 分 団)</p> <p>団員の定員 56 人</p> <p>団員の任期 2 年 但し再任は可</p>	<p>&lt;平成 19 年度まで&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 連合会 3 団 14 個分団</li> <li>・ 連合会長 1 人(団長兼務)</li> <li>・ 団長 3 人</li> <li>・ 副団長 6 人</li> <li>・ 分団長 14 人</li> <li>・ 副分団長 14 人</li> <li>・ 部長 28 人</li> <li>・ 団員 207 人</li> </ul> <p>(合計 272 人)</p> <p>&lt;平成 20 年度から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 団 14 個分団</li> <li>・ 団長 1 人</li> <li>・ 副団長 3 人</li> <li>・ 分団長 14 人</li> <li>・ 副分団長 14 人</li> <li>・ 部長 28 人</li> <li>・ 団員 207 人</li> </ul> <p>(合計 267 人)</p> <p>班長は、廃止し、分団ご とに部長を 2 名とする。</p>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
報酬・費用弁償等	報酬（年額） 団長 219,600 円 副団長 153,600 円 分団長 112,500 円 副分団長 84,300 円 部長 65,700 円 団員 56,400 円  費用弁償 災害出動 450 円（1回） 警戒出動 450 円（1回） 訓練出動 400 円（1回）  交付金等 本部 55,050 円 1 個分団当たり 941,900 円 6 個分団 5,651,400 円  消防団活性化事業 1 人当たり 映画入場券 （1,200 円相当）4 枚	報酬（年額） 団長 186,300 円 副団長 142,100 円 分団長 97,000 円 副分団長 79,900 円 部長 65,500 円 班長 56,200 円 団員 51,600 円  費用弁償 教育訓練 6,700 円（1日）  交付金等 1 個分団当たり 1,180,000 円 6 個分団 7,080,000 円  その他（出勤等手当） 本部 66,600 円 1 個分団当たり 410,900 円 6 個分団 2,465,400 円	報酬（年額） 団長 194,400 円 副団長 136,800 円 分団長 106,800 円 副分団長 91,800 円 班長 52,800 円 団員 47,400 円  費用弁償 火災出動 3,000 円（年額） 観閲訓練 1,000 円（1回） 水防訓練 1,000 円（1回）  交付金等 本部 180,000 円 第 1 分団 330,000 円 第 2 分団 334,000 円 2 個分団 664,000 円	・ 報酬及び費用弁償等については、稲沢市の例により調整する。

## 【先進事例】

市町村名	合併の期日	消防団の取扱い
東京都 西東京市 (新設合併)	平成13年1月21日	消防団は、合併時に統合する。
埼玉県 さいたま市 (新設合併)	平成13年5月1日	消防団については、当面、現行のとおりとする。 ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。
愛媛県 新居浜市 (編入合併)	平成15年4月1日	(1) 合併時に新居浜市に統合するものとする。 (2) 報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。 (3) 定数等の見直しについては、新市の消防計画に基づき調整するものとする。
愛知県 田原市 (編入合併)	平成15年8月20日	消防団は田原町に統合し、報酬及び費用弁償等については、田原町の制度に統一する。 なお、分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において組織等検討委員会を設置して適正な組織体制について検討するものとする。

## 【法令・取扱通知等】

### 消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 1 消防本部
- 2 消防署
- 3 消防団

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

(第2項から第3項 省略)

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

(第2項 省略)